

## 仕 様 書

## 1. 概 要

- (1) 件 名 平成5年度新宿御苑で使用する電気（NO.1及びNO.2）の調達  
(2) 業種及び用途 官公署（公園）  
(3) 需 要 場 所 東京都新宿区内藤町11 新宿御苑

## 2. 仕 様

## (1) 供給電気方式等

- ア. 供給電気方式 : 交流3相3線式  
イ. 供給電圧（標準電圧） : 6,000V  
ウ. 計量電圧（標準電圧） : 6,000V  
エ. 標準周波数 : 50Hz  
オ. 受電方式 : 1回線受電方式  
カ. 蓄熱式負荷設備の有無 : 有

## (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア. 予定契約電力 : NO.1系統（高圧） 233kW  
NO.2系統（高圧） 66kW  
イ. 予定使用電力量 : NO.1 775,700kWh  
NO.2 88,700kWh  
(月別の予定使用電力量は別添のとおり。)

## (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、環境省新宿御苑管理事務所（以下、「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和5年4月1日0時00分  
至 令和6年3月31日24時00分

## (5) 電力量等の計量

- ア. 自動検針装置 : 有  
イ. 電力会社の検針方法 : 訪問検針又は遠隔検針  
ウ. 電力量計構成 : 電力需給用複合計器（普通級）

(6) 需給地点

新宿御苑構内に設置されている東京電力パワーグリッド株式会社の開閉所内の電源側接続点。

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

ア. 請求書の分割及び通知

電力供給者（以下、「乙」という。）は契約書に基づき作成する系統毎の請求総額を別紙1及び別紙2又はこれに準じて作成し、甲へ通知する。

通知を受けた甲は、電気使用量分担者（以下、「分担者」という。）（別紙3）毎に請求総額を分割し乙へ通知するものとし、乙は、当該通知に基づき、分担者毎に請求書を作成し、速やかに分担者に送付するものとする。

イ. 遅延利息の取扱い

甲は、分担者が請求書を受領した日から30日以内に乙の指定口座に分割された請求額が振り込まれるよう指示徹底するものとする。それにも関わらず請求額の支払いに遅延が生じた場合は、遅延した支払金額相当分について、分担者が遅延利息を乙に支払うものとする。

ウ. 再生可能エネルギー電気の確認資料

乙は、契約年度における電力供給の終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2.仕様を満たしていない場合、乙は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

(10) その他

ア. 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、使用期間中は100%を保持する予定。

イ. フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

ウ. 非常用自家発電設備を有している。構成は以下のとおり。

15KW 1台

エ. 84.441kWの太陽光発電設備を有している。

オ. 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

カ．電気を供給する場合に必要な情報伝達装置の設置等にかかる経費については、乙の負担とする。

キ．この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般送電事業者が定める電気供給条件等をもとに協議するものとする。

ク．その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 電気使用量について( 年 月分)

系統	系統
契約電力量	kw

使用期間	月 日 ~ 月 日
------	-----------

計器	前日	最大	有効	無効
当月(外)指示数				
前月(付)指示数				
差引				
乗率	×8,000	×8,000	×8,000	×8,000
修正率				
使用量	kwh	kw	kwh	kvarh

燃料費調整単価	円
---------	---

月間力率	%
------	---

## 電気料金計算書( 年 月分)

## ○使用実績

系統	系統
使用期間	月 日 ~ 月 日
契約電力量	kw
使用電力量	kwh
最大電力	kw
力率	%

## ○電気料金

	単価		料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円	×	kw	×( % - 力率)	円
電力量料金	円	×	kwh		円
燃料費調整額	円	×	kwh		円
小計					円
消費税等相当額					円
請求金額					円

払込期限	年 月 日
------	-------

## 電気使用量分担者(請求書送付先)

## ○分担者1

請求書の宛名	官署支出官 環境省大臣官房会計課長
請求書送付先	〒160-0014 東京都新宿区内藤町11 環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 庶務科 宛

## ○分担者2

請求書の宛名	一般財団法人国民公園協会
請求書送付先	〒160-0014 東京都新宿区内藤町11 一般財団法人国民公園協会新宿御苑 宛

## ○分担者3

請求書の宛名	柴田化学株式会社
請求書送付先	〒340-0005 埼玉県草加市中根1-1-62 柴田科学株式会社 修理サービスセンター 宛

## ○分担者4

請求書の宛名	スターバックスコーヒージャパン
請求書送付先	〒141-0021 品川区上大崎二丁目25番2号 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社 営業企画本部 店舗総務チーム 請求書担当 宛

※上記の他、園内工事での有償使用分について施工業者へ分担請求する場合がある。



## 予定使用電力量

(単位：kWh)

年 月	予定使用電力量		
	NO. 1系統	NO. 2系統	合計
令和5年4月分	66,700	7,200	73,900
令和5年5月分	45,500	4,700	50,200
令和5年6月分	51,000	6,500	57,500
令和5年7月分	70,600	8,700	79,300
令和5年8月分	83,900	11,600	95,500
令和5年9月分	63,500	8,900	72,400
令和5年10月分	48,100	7,100	55,200
令和5年11月分	59,000	7,400	66,400
令和5年12月分	74,200	8,300	82,500
令和6年1月分	77,200	6,200	83,400
令和6年2月分	67,700	5,900	73,600
令和6年3月分	68,300	6,200	74,500
計	775,700	88,700	864,400
予定契約電力 (R2-R4年度最大値)	233kW (232.2kW)	66kW (65.5kW)	



令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

「令和5年度新宿御苑で使用する電気（NO.1及びNO.2）の調達」  
に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- ① 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- ② 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し
- ③ 別紙に掲げる適合証明書  
(条件を満たすことを証明する書類を添付すること。)
- ④ 仕様書に定めた再生可能エネルギー比率を示した再生可能エネルギー電源の割当計画書（任意様式）

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所 ○○県○○市○○  
会 社 名 ○○株式会社  
代表者氏名 ○○ ○○

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）	

## 2 令和2年度の状況

	項 目	自社の 基準値	点 数
①	1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	未利用エネルギー活用状況		
③	再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（事業開始日から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和2年度の未利用エネルギー活用状況、③令和2

年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
②令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示

することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類等

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

(表) 別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和2年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和元年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、令和2年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和2年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。</p>

	<p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）（以下「FIT 法」という。）第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 2 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 2 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③ 令和 2 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和 2 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ <p>①令和 2 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）</p> <p>②令和 2 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端 (kWh)）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。）</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh)（ただし、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)（ただし、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)（ただし、令和 2 年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑥令和 2 年度の供給電力量（需要端 (kWh)）</p> <p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太</p>

	<p>陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）</p> <p>2. 令和2年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和2年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）</li> <li>・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添4にのみ適用する。